

## 期日前投票立会人を募集します

今年7月に、第24回参議院議員通常選挙が行われます。  
南越前町選挙管理委員会では、若者の選挙への関心を高めるとともに、親しみのある投票所づくりをめざして、町内3箇所の期日前投票所の投票立会人を募集します。

### 仕事の内容

第24回参議院議員通常選挙の期日前投票所の立会人として、公正・適正に投票が行われているかの立会いをしていただく仕事です。

**期日前投票所の場所** 南越前町役場、今庄総合事務所、河野総合事務所  
**期日前投票所の開設期間(予定)および募集人員**  
6月21日(火)～7月23日(土)までのうち16日間  
募集人員は、各期日前投票所につき1日2名の延べ人数96名

### 応募資格

南越前町内に居住し、満18歳以上(予定)で町の選挙人名簿に登録されている方(ただし、18歳から39歳までの方を優先いたします。)

### 従事時間

午前8時15分から午後8時15分までの12時間

### 応募方法

応募用紙に必要事項を記入して、町選挙管理委員会または各総合事務所窓口へ提出してください。なお、応募用紙は町選挙管理委員会および各総合事務所窓口にて用紙があります。

### 報酬など

1日9,500円から源泉徴収(3・063%)後の金額をお支払いします。なお、昼食、夕食および湯茶を提供いたしますが、交通費はお支払いしません。

### 選任の方法

同一の日時・場所で複数の希望者がいる場合は、抽選とさせていただきます。

### 応募期限

5月27日(金)午後5時まで

### 申込み・問合せ

選挙管理委員会事務局  
今庄総合事務所  
河野総合事務所  
☎47-18000  
☎45-11111  
☎48-12111



めいすいくん

## 軽自動車税のお知らせ

軽自動車税 納期限 5月31日(火)

5月上旬に送付する納税通知書により納期限までに納めてください。  
なお、軽自動車税は普通自動車税と異なり月割課税制度はありません。4月2日以降に廃車・譲渡した場合でも、その年度分の税金は納めていただくこととなります。

4月1日までに廃車・譲渡した軽自動車の納税通知書が届いた場合は、廃車の手続きまたは名義変更が行われていないことが原因と考えられます。手続きが済んでいるかを今一度ご確認ください。

### 軽自動車税の減免について

身体に障害のある方の名前で登録している軽自動車等で、本人運転またはその方と生計を共にする親族または常時介護する人が運転し、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税の減免を受けることができますので申請ください。(但し、普通自動車を含めて一人につき1台限り)

### 提出書類

新規申請者の方 軽自動車税減免申請書(新規用)・車検証のコピー・免許証のコピー・障害者手帳のコピー

### 継続申請の方

軽自動車税減免申請書(継続用)

※継続用の申請書は、納税通知書に同封してあります。  
※申請するお車の変更、または免許の更新等された場合には継続申請される方も車検証のコピーまたは免許証のコピーが必要となります。

### 提出先

町民税務課、各総合事務所

### 受付期限

5月24日(火)

※減免申請は毎年必要です。  
※期限後は受付できません。

### 問合せ

町民税務課  
今庄総合事務所  
河野総合事務所  
Tel 47-18014  
☎45-18000  
☎48-17701

